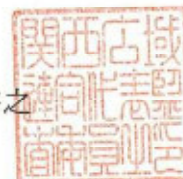


関 広 監 第 6 号

平成30年7月27日

関西広域連合長 井戸 敏三 様

関西広域連合監査委員 中務 裕之



関西広域連合監査委員 中山 俊雄



## 監査結果の報告について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項及び第4項の規定により監査を執行したので、同条第9項に規定する監査の結果に関する報告を次のとおり提出します。

## 記

## 1 監査の概要

## (1) 監査の範囲

平成29年度における財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行

## (2) 監査対象機関

本部事務局及び分野事務局

## (3) 監査実施日

平成30年7月26日

## (4) 監査の実施方針

財務に関する事務の執行及びその他の事務の執行が、適正かつ効率的に行なわれているかを主眼として監査した。

## 2 監査の結果

所管している事務全般について監査を実施したところ、地方自治法及び関連規程に基づき、概ね、適正に処理されているものと認められた。

今後とも、関西広域連合の設立趣旨を踏まえ、本部事務局及び各分野事務局が連携し、適正かつ効果的な事務の執行、施策の推進に努められたい。